



かどがね

57/4

編集・発行 門川町役場

印刷 工藤印刷



(先生、在校生、父母の熱い眼差と拍手に
送られて、明日に向かって「巣立つ」)

今月の主な行事

- 1日 血圧測定(9:00~11:00 役場当直室)
- 2日 三ヶ月児健康相談
(S57.1月生 9:00~10:00 役場当直室)
- 5日 町内各保育園入園式(9:30~)
町内小中学校始業式
- 6日 門川町戦没者合同慰霊祭(10:00~愛宕山祭殿)
- 7日 献血 8:30~10:30 宮崎鋳機
11:00~12:30 紀竜産業
13:30~15:00 田中病院
立候補届予備審査(8:30~町選管)
- 8日 //
- 9日 町内中学校入学式(10:00~)
- 10日 町内小学校入学式(10:00~)
- 11日 町長、町議会議員選挙立候補届及び告示
- 12日 // 立候補届出期限
- 15日 県体ゲートボール郡予選(宇納間)
- 16日 1才6ヶ月児検診
(昭55.9.10月生 13:00~13:30 役場会議室)
- 18日 町長、町議会議員選挙投票日
(開票 19:30 中央公民館)

- 20日 町長、町議会議員選挙当選証書附与式
(10:00~役場三階会議室)
- 25日 県体卓球郡予選(10:00~中公)
- 28日 農業委員会(9:00~役場三階会議室)
- 29日 天皇誕生日

肥 満 教 室(木曜) 9:30~中公 1. 8. 15. 22

3月1日現在人口

世帯数	男	女	計
5,269 (5,261)	8,987 (8,974)	9,782 (9,761)	18,769 (18,735)

明るい選挙は、有権者 一人一人の手で！

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを町政に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な「意思表示」です。これからの町政を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。そして、みんなの一票が正しく町政に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。四月十八日執行の門川町長選挙及び門川町議会議員選挙が一人の棄権者もなく、公正で明るい選挙が実現できますよう、有権者の皆様の御協力をお願い致します。

〈選挙法ひとくちメモ〉



政治家や候補者などが
お中元や寄付など金品を贈る
ことはルール違反です。



政治家や候補者などに
お祭りの寄付など金品を求め
ることも禁じられています。



政治家や候補者などから
祝儀やせん別など金品を受け
とってはけません。

一贈らない・求めない・受けとらない
選挙の時にきざらず、日ごろからみんな
で「きれいな選挙」を心がけましょう。

門川町長選挙 門川町議会議員選挙

4月18日(日)

私達の一票が 明日の町政をつくる

第二十九回

財政事情の公表

一般会計当初予算は

二十七億八千万円の骨格予算

昭和五十七年度はご承知の通り、四月十八日執行の町議会議員並びに町長の任期満了に伴う選挙を控え、門川町の一般会計当初予算は、経常的なものと継続的事業の一部で必要最少限度による骨格予算編成となつておりますので、編成方針の要旨等について掲載することとし、詳細な公表は六月補正後に再公表いたしますのでご了承下さい。



(造成進む海浜公園予定地)

(単位：千円)

会計名	57年度	56年度	比較	伸率
一般会計	2,780,000	3,256,670	△ 476,670	△ 14.6
特別会計				
国民健康保険	817,000	646,600	170,400	26.4
草川土地区画整理	287,103	302,382	△ 15,279	△ 5.1
ふるさとの森造成	5	0	5	-
小計	1,104,108	948,982	155,126	16.4
合計	3,884,108	4,205,652	△ 321,544	△ 7.7

昭和五十七年度
会計別予算額

最近の我が国経済は、第二次石油ショックの影響をほぼ克服し、多くの先進国がインフレと失業問題に直面する中で、物価の安定と国際収支の改善が進む等、安定的に推移しているところであり、国内民間需要の足取りは尚緩慢であり、又景気の動向は、地域的あるいは産業別にバラツキがみられ、政府は引続き物価の安定を基礎として、内需の回復促進を図るべき施策が講じられているところであります。

こうした中で、国の財政は以然大巾な不均

衡状態にあり、「行政改革に関する答申」を最大限に尊重して公債発行額の減額など、行政改革の基本路線を堅持して、財政再建を引きつづき強力に推進し、財政の対応力回復を図ることとしております。

かかる情勢のもと、本町の財政事情も年々厳しくなっておりますが、計画いたしました各事業とも順調に進捗しており、今後の町民生活の安定、福祉の増進に大きな成果をもたらすものと確信いたしております。

このような町政の伸展も町民各位の深いご理解

解とご協力の賜物であり、この機会に深甚の謝意を申し上げます。

今後とも国策や、県政の動向に充分配慮しながら財政健全運営を基本として、財源の確保に努めることはもちろん、一般行政経費の節減策を講じつつ農林漁業の振興とともに、社会福祉並びに住民生活の基盤となる社会資本の充実を図り、住みよい、豊かな、生きがいのある町づくりのため一層の努力と、諸施策を講じる必要があります。





4月6日 → 4月15日

全国交通安全運動始まる

思いやり・ゆずりあい

(2) シートベルト、ヘルメットを着用しましょう

シートベルトの着用につきましては、本町におきましても、運動期間中、交通検問の際にお願いしてまいりました。着用率は幾分良

(1) 子供を交通事故から守りましょう

四月は新入学(園)児が、希望に胸をふくらませて学校に幼稚園に保育所に毎日元気よく通学、通園しております。

新しい生活環境の中で、毎日緊張しています。このことも達に愛の一声をかけて交通事故から守りましょう。

〔実践事項〕

交通安全対策運動の推進につきましては、日頃より積極的なご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年も春の全国交通安全運動が四月六日から四月十五日までの十日間全国一斉に展開されます。

本町におきましても、積極的にこの運動の推進に取り組み、交通安全思想、交通道德の普及高揚につとめ、正しい交通ルールとマナーの実践により交通事故防止をはかりたいと存じます。

つきましては、町民の皆様の尚一層のご協力をお願い致します。



(3) 思いやり、ゆずりあいであ安全運転に心がけましょう

若年運転者による無謀運転、スピードの出しすぎ、飲酒、過労、わき見運転等は重大事故につながります。

くになりましたが、まだまだ低いのが現状です。「すぐそこまでだから、めんどろだ。」というのが大方の意見のようです。

しかし、着用する心のゆとりが、事故防止につながると思われます。ヘルメットについても、着用することで、事故の軽減がはかられるためでもあります。

重大事故防止になるといえます。誰のためでもあります。貴方自身、家族みんなのために、ゆとりある運転、正しいマナーの実践をお願いします。

(4) 高速道路の走り方

1 走行の前に、燃料・オイル・冷却水・積荷の点検をしましょう

2 自動二輪の二人乗りはできません。

3 本線に入るときは、加速車線に入りながら加速しましょう。

4 本線では、走行車線のやや左側を走りましょう。

5 追越しのときは、進路変更の合図をし、徐々に追越車線へ入りましょう。

6 追越したあとは、追越した車がバックミラーに半分入るまでそのまま進行しましょう。

7 本線から出るときは、減速車線に入りながら減速しましょう。

◎ 県内における年間の交通事故は、三千件をこえ百名近く、尊い命を失い、四千名近くの方が負傷しております。

町民の皆さん一人ひとりが、思いやり交通に心がけ、交通事故のない明るい門川町をつくりましょう。

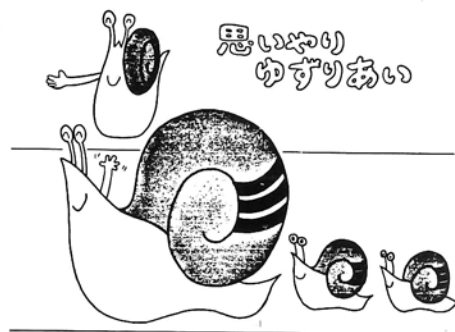
↑ (いねわり運転で道路標識に激突)

(運動者向け) ○ 危険です 寝不足積み過ぎ 飛ばし過ぎ

(歩行者・自転車乗用者向け) ○ だいじょうぶ でももう一度 右左

(子ども向け) ○ あぶないよ 車が見えない まがりかど

昭和五十七年
交通安全
年間スローガン



昭和57年度一般会計歳入歳出予算

昭和57年度の一般会計予算は普通建設事業費や、補助費などの政策的経費が計上されていませんので、予算総額としては前年度と比較して14.6%、金額にして4億7千6百67万円の減額予算となっています。(次表参照)

(歳 出)

区 分	57年度	56年度	比 較	伸 率
人件費	922.014	864.640	57.374	6.6%
扶助費	219.814	196.089	23.725	12.1
物件費	353.364	348.855	4.509	1.3
補助費等	175.910	232.075	△56.165	△24.2
維持補修費	5.748	7.200	△1.452	△20.2
小 計	1,676.850	1,648.859	27.991	1.7
公債費	407.809	358.000	49.809	13.9
投資出資及貸付金	60.954	59.151	1.803	3.1
積立金	1	1	0	—
繰出金、予備費	14.634	1.654	12.980	684.6
小 計	483.398	418.806	64.592	15.4
普通建設事業費	568.590	1,097.486	△528.896	△48.2
災害復旧事業費	2.707	41.477	△38.770	△93.5
失業対策事業費	48.455	50.042	△1.587	3.2
小 計	619.752	1,189.005	△569.253	△47.9
歳 出 合 計	2,780.000	3,256.670	△476.670	△14.6

(歳 入)

区 分	57年度	56年度	比 較	伸 率
町 税	641.150	553.153	87.997	15.9%
地方譲与税	32.000	31.500	500	1.6
自動車取得税 交付金	20.000	19.600	400	2.0
地方交付税	1,030.100	1,030.000	100	—
交通安全対策 特別交付金	1.400	1.500	△100	△6.7
分担金及び負担金	51.919	46.288	5.631	12.2
使用料及び手数料	59.469	56.356	3.113	5.5
国庫支出金	520.342	636.185	△115.843	△18.2
県支出金	219.884	336.316	△116.432	△34.6
財産収入	832	1,829	△997	△54.5
寄附金	4	1,572	△1,568	△99.8
繰入金	2	2	0	—
繰越金	1	1	0	—
諸収入	104.388	252.368	△147.980	△58.6
町 債	98.509	290.000	△191.491	△66.1
歳 入 合 計	2,780.000	3,256.670	△476.670	△14.6

水道事業会計予算

資 本 的 収 入 及 び 支 出 予 算

(単位:千円)

収 益 的 収 入 及 び 支 出 予 算

(単位:千円)

区 分	57年度	56年度	比 較
1. 資 本 的 収 入	207	15.001	△14.794
(1) 工 事 負 担 金	1	1	0
(2) 固定資産売却 代金	206	0	206
企 業 債	0	15.000	△15.000
2. 資 本 的 支 出	40.203	43.597	△3.394
(1) 建 設 改 良 費	28.599	32.306	△3.707
(2) 企業債償還元金	11.604	11.291	313

区 分	57年度	56年度	比 較
1. 水道事業収益	141.695	128.649	13.046
(1) 営 業 収 益	138.964	126.097	12.867
(2) 営業外収益	2.731	2.552	179
2. 水道事業費用	121.935	119.883	2.052
(1) 営 業 費 用	84.316	82.546	1.770
(2) 営業外費用	37.619	37.337	282
当期利益剰余金	19.760	8.766	10.994

※収入額が支出額に不足する額は企業内部留保資金で補てんする。

同和問題を

13

正しく理解するために

…部落差別はどうしてできたか…

3、部落は近代化からとりのこされる

幕藩体制という徳川時代の「政治」が作りだした差別は、明治維新によつて無くなるべきものでした。一八七一（明治四年）の解放令（太政官布告六十一号）で賤民という身分は、法律的にも制度的にもなくなりました。だがその身分撤廃は表面的なことに過ぎず、部落に対する差別はなかなかあとを断ちませんでした。

第一の理由は、明治維新は近代社会に移る大きな社会変革でしたが、民主社会をつくりだしていったヨーロッパの近代と異なり、幕府を薩摩、長州が倒すかたちで進行し、非常に不徹底なものだったためです。特に農村には、さまざまな封建的な地主…小作の経済関係が残りました。農村の部落の人びとは、封建時代とほとんど変らぬ小作的な貧農で、社会的な低さは少しも改善されませんでした。都市でも、部落の人びとは自由に新しい職業を選ぶことがなかなかできず、おまけに今までの伝統



春満開「さくら」

例へば、旧土佐藩の下級武士出身の大江卓は、神戸の部落の人びとの悲惨な暮らしを見るに忍びず、政府に賤民制の廃止を強く訴えた一人ですが、単にえた、非人の名称をなくすだけでなく、政府が勸業資金を与え、牧畜、開墾、酪農製革などの技術を習得させ、人なみの生活を保障することを要望しました。しかし、政府によつてならぬの施策も行われませんでした。

このことは、華族が依然として貴族的身分であり、旧領主として莫大な財産をひきつづき保証され士族も封建家祿をひきつづき、一八七二年（明治五年）には政府収入の約八十%が、華族や士族に支払われたのとくらべると、なんと不平等な扱いであつたことでしよう。しかも、後にこの家祿を廃止するため、結局はおもに農民から集めた税金で国家が買ひとる手厚い保護を与えています。その額はなんと国家予算の四年分に相当するものだったのです。

要するに、部落の人びとは古い条件の手かせ足かせをはめられたまま、政府による何の人權回復のための施策もなく、資本主義の自由競争の社会に放り出されたようなものでした。部落は近代の社会改革から実質的にとり残されたのです。

宅地建物取引業者への 仲介依頼は書面で…

宅地または建物の売買または交換しようとするときは、宅地建物取引業者に仲介（取引の相手方を探してもらうことで、法律上は「媒介」という。）を依頼しますが、これまでの依頼は口約束など、はつきりした取決めをせずに行われる場合が多くトラブルも多数発生していました。このため、本年5月20日から、宅地建物取引業法の改正により、宅地建物取引業者に仲介を依頼することは、書面で契約を結ばなければならなくなりました。

ぜひ契約の内容をよく確めて「標準媒介契約約款」によつて仲介を依頼しましょう。

「標準媒介契約約款」には、一業者にしか依頼できない「専任媒介契約約款」と、複数の業者に依頼できる「一般媒介契約約款」があります。

2つの約款の内容を確認して選びましょう。

尚 詳しいことについては

県建築住宅課宅地審査係 ☎ 0985 (24) 1111 内線 2358

日向土木事務所建築係 ☎ 09825 (2) 4171

にお問い合わせください。

「街路（まちのみち）」

写真コンクール募集

について



（完成した南町～加草線）

皆さんが毎日利用している街路（まちのみち）は、便利で安全、快適な都市生活を営むうえで欠くことのできない施設です。

徒歩や自動車、自転車などによる交通に役立つばかりか公共空間となつたり、公益施設を収容したりあるいは街並みと調和して豊かな都市景観をつくりだしています。

こうした街路は皆さんが負担しているガソリン税、自動車重量税

などの税収を使つて行われる街路事業、区画整理事業などによつて計画的に整備されています。

このコンクールのねらいは、日頃写真に親しんでいる幅広い人達の眼でこのような街路（まちのみち）の多様な役割を表現してもらおうというものです。

カメラファンの皆さんふるつて応募して下さい。

「主題」良く整備された街路（まちのみち）について次のような場面を表現したもの。

○徒歩、乗用車、バス、トラック
自転車などを通じて様々な人々に利用されているところ

○街並みと調和して優れた都市景観を生みだしているところ

○その他の都市の生活に役立っているところ

「形態」白黒は六ツ切から四ツ切までカラープリントはキャビネ版から四ツ切まで。リバーサルフィルム（スライド）を使用する場合は三五ミリ。
五枚以内の組写真も差し支えありません。

「送り先」〒一〇二東京都千代田区平河町二一六―一四都市計画会館、財団法人都市計画協会「街路（まちのみち）」写真コンクール係

「締切」昭和五十七年六月三十日（当日消印有効）

「発表」昭和五十七年八月入選者に直接連絡するほか、都道府県市町村の庁舎などに掲示する入選発表文書やカメラ雑誌で発表

「賞」（一般の部）
建設大臣賞 都市計画協会々長賞 都市計画街路事業促進協議

会々長賞 土地区画整理事業推進協議会々長賞 都市再開発促進協議会々長賞以上賞状、副賞（十万円、記念品）各一名。
優秀賞 賞状、副賞（五万円、記念品）五名。
佳作 賞状 副賞（記念品）若干名。

（学生の部―高校生以下）

前記建設大臣賞等、賞状 副賞（三万円相当の図書券、記念品）各二名。優秀賞 賞状、副賞（一万円相当の図書券、記念品）十名。佳作 賞状、副賞（記念品）若干名。

「応募上の注意」

一、必ず未発表又は他に応募していない自作品に限る（枚数制限なし）。

二、応募作品は原則として返却しません。

三、入選作品の版權及び著作権は主催団体に帰属します。

四、入選者は通知があり次第本ガを提出。

五、写真の台紙は使用せず作品の裏面に必ず応募票を貼付もしくは応募票に記載事項を記入。

※応募票及び詳細については門川町役場都市計画課までお問い合わせ下さい。

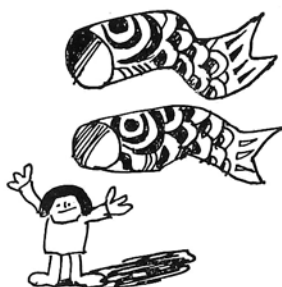
…お知らせ…

第三回特別弔慰金 について

再三広報や遺族会を通じてお知らせしておりました第三回特別弔慰金の請求権利が昭和五十七年五月七日をもつて時効消滅することとなります。左記に該当する方でもまだ手続をされてない方は早急に申請手続をすまされるようお知らせ致します。

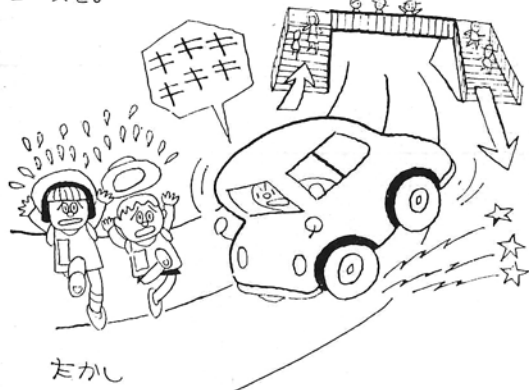
※該当される人

昭和五十年四月一日から昭和五十四年三月三十一日の間に遺族年金等（戦没者）を受給して居た方が死亡して後に何も受給されてない方。



通園・通学路の注意

危い近道選ぶより遠くても安全なコースを。



たかし

訪問販売の多い時期

「ハンコ押すのはご主人に相談

してからニャーツ」



たかし



入園・入学・進学期
こどもたちの生活環境が変わる時です
温かく育み
ましょう。

たかし

締切日 (三月十八日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会

- 一金貳万円也 吉田 節郎殿
- 一金貳万円也 和田 勇殿
- 一金貳万円也 藤田 洋生殿
- 一金貳万円也 新庄 ケサ殿
- 一金貳万円也 山倉 信義殿
- 一金貳万円也 福永 厚殿
- 一金貳万円也 松田 福己殿
- 一金貳万円也 中野 勝良殿
- 一金貳万円也 園田 ツル子殿
- 一金貳万円也 児玉 剛殿
- 一金貳万円也 児玉 茂夫殿
- 一金貳万円也 甲斐 龍男殿
- 一金貳万円也 島田 ツオル殿

・上納屋 倉沢裕一様より
こどもの世界 外十七冊
・門川町ライオンズクラブ様より
光への挑戦 一冊

門川町本町
首藤工務店
首藤陽一殿

この度、次の方々から中央公民館図書室へ、蔵書のご寄贈をいただきました。
ここに厚くお礼申し上げます。
さつそく図書室に備えつけまして、多くの町民の方からご利用していただきたいと思います。

老人福祉の一環として活用してほしいとの事で門川町老人福祉館に左記の方より電動マッサージ機を御寄贈いただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。
趣意にそい老人福祉館で老人福祉に活用させていただきます。

贈書おれ

御寄贈おれ

ごめい福を祈る

死亡者氏名	年令	住所
和田 彌作	93	三ヶ瀬
江川 京子	23	小松
小池 進	68	小松
中野 ハルノ	77	城屋敷
福永 ミヨ	77	竹名
井本 義一	77	上町
吉田 ヨシ	83	上町
田中 前蔵	77	東栄町
福田不二夫	75	東栄町
藤田 スミ	75	東栄町
赤沢 熊蔵	80	旭町
山口 勝義	59	旭町
新庄 勝	58	尾末東

児玉 正蔵	75	後向
山下忠三郎	82	中尾
園田 清	70	加草四区
井野内コノ	80	庵川西
園田 渡	74	庵川東
真田 ツイ	86	平城東 松寿園

香典返しおれ

右の方々には、不幸にして、ご逝去なされ、喪主の方より香典返しとして、金一封を社会福祉事業にとご寄贈いただきました。
ここに厚くお礼申し上げますと共に、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。
尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させていただきます。

- 城屋敷 故中野ハルノ殿
- 庵川東 故園田 渡殿
- 後向 故児玉 正蔵殿
- 中尾 故児玉 タメ殿
- 五十鈴 故甲斐シヅヲ殿
- 南町一区 故島田 保治殿